

川崎市健康危機管理マニュアル幹事会設置要綱

(設置)

第1条 市民の生命と健康を脅かす事態が発生し、または発生するおそれのある場合に、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の対策、関係各機関との連携（以下、「健康危機管理」という。）を円滑に遂行するための行動指標である健康危機管理マニュアル（以下、「マニュアル」という。）について協議するため、検討会を設置する。

(名称)

第2条 前条の検討会の名称は、川崎市健康危機管理マニュアル幹事会（以下、「幹事会」という。）とする。

(所掌事務)

第3条 幹事会は、次の各号に掲げる事項の検討を行う。

- (1) マニュアルの策定に関すること
- (2) マニュアルの見直しに関すること
- (3) その他マニュアルに関すること

(組織)

第4条 幹事会は、健康福祉局健康安全室長、総務部庶務課長、保健医療部各課長、健康安全室各主幹、衛生研究所主幹、病院局総務部庶務課長、川崎区役所保健福祉センター衛生課長等をもって組織する。

(代表等)

第5条 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、幹事会の構成員のうち健康安全室長をもって充てる。

- 2 幹事長は、幹事会を代表し、会務を主宰する。
- 3 幹事会に副幹事長を置き、副幹事長は、幹事長の指名により選任する。

4 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長の職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議は、川崎市健康危機管理設置要綱に基づく川崎市健康危機管理対策委員会の求めに応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

3 幹事長は、審議に必要があるときは、構成員以外のものを会議に出席させ、説明を求めることができる。

(プロジェクト)

第7条 幹事会は、必要に応じて健康危機管理マニュアルプロジェクトチーム（以下、「プロジェクト」という。）を設置し、マニュアルの詳細の検討をプロジェクトに付託する。

2 プロジェクトは、幹事会に付託されたマニュアルの具体的な内容に関する事項について協議する。

3 プロジェクトは、マニュアルについて協議し、協議した結果及び成果物を幹事会に報告する。

(プロジェクトの委員)

第8条 プロジェクトの委員（以下、「委員」という。）は、幹事会の各構成員が組織する課等の職員を当該構成員の推薦に基づき、選出する。

2 プロジェクトに、代表及び副代表を置く。

3 代表は、委員の互選により選出し、プロジェクトを統括するとともに、プロジェクトの会議を招集し、その議長となる。

4 副代表は、委員の中から代表が指名し、代表を補佐するとともに、代表に事故あるときは、その職務を代理する。

5 代表は、必要に応じプロジェクトに委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、幹事会及びプロジェクトの運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第10条 幹事会及びプロジェクトの庶務は、健康福祉局健康安全室生活衛生担当において処理する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。